令和８年８月 山口県

免税軽油使用者の皆様へ

山口県収入証紙の廃止に伴う手数料納付方法について

令和８年９月末をもって山口県収入証紙（以下「証紙といいます。」）の販売が終了します。

これに伴い、免税軽油使用者証の申請（書換え等を含む）に伴う手数料（５００円）の納付方法が次のとおりとなります。

※なお、お手持ちに証紙がある場合、令和９年３月末日までは従来どおり、証紙の貼付による申請も行えます。

手数料の納付方法が、(1)手数料収納窓口での納付、(2)納入通知書納付、(3)電子申請・電子納付から選択して納付できるようになります。

(1) 手数料収納窓口での納付

①窓口で納付する際は、右の手数料収納窓口用二次元コードが必要となります。

②窓口には、手数料収納端末が設置してありますので、右の二次元コードをご提示いただき、スキャナーで読み取らせることで、クレジットカード・コード決済・現金（一部の窓口）で納付していただきます。

※手数料収納窓口は、裏面に記載しています。

③納付後、手数料収納端末から「納付済証」(証紙に代わるもの)が発行されますので、免税軽油使用者証交付申請書に貼付して、免税軽油申請窓口に提出してください。

4000002
免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換え

(2) 納入通知書納付

・郵送や eLTAX 等で申請する場合でお近くに納付窓口がない場合は、申請後県税事務所から交付された納入通知書を使用して納付することができます（申請から交付までには他の納付方法に比べて時間がかかりますので御注意ください。）。

(3) 電子申請・電子納付

・「やまぐち電子申請サービス」で電子申請・電子納付することもできます。詳しくは県税務課の HP をご覧ください。

※証紙廃止に係る詳細については、県会計課 HP をご覧ください。
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/300118.html

【お問い合わせ先】

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
岩国県税事務所	(0827)29-1504	宇部県税事務所	(0836)21-2112
柳井県税事務所	(0820)23-2121	下関県税事務所	(083)223-7194
周南県税事務所	(0834)36-6416	萩県税事務所	(0838)25-9874
山口県税事務所	(083)925-5753	総務部税務課	(083)933-2277

手数料収納窓口設置場所

① 現金及びキャッシュレス納付対応窓口

区　分	設　置　機　関（団　体）	窓口数
県　本　庁	○県庁内売店	1
県出先機関	○県総合庁舎（県税事務所）、下関農林事務所	8
警察関係団体	○(一財)県交通安全協会(県総合交通センター) ○地区交通安全協会　１４箇所 （岩国・柳井・光・周南・防府・山口・山口南・宇部・山陽小野田・美祢・長門・萩・下関・長府）	15
計		24

② キャッシュレス納付対応窓口（現金未対応）

区　分	設　置　機　関(団　体)	窓口数
県出先機関	○山口健康福祉センター、長門健康福祉センター、美祢農林水産事務所、下関水産振興局	4
市　町	○市役所・町役場本所　１８箇所（柳井市を除く全市町） ○支所　６箇所（豊浦・豊北・美東・秋芳・山陽・久賀）	24
警察関係団体	○(一社)県自家用自動車協会支部　１１箇所 ○地域交通安全協会　１箇所(小串) ○自動車学校　１４校	26
計		54